

遠賀・中間地域広域行政事務組合障害者活躍推進計画

機関名	遠賀・中間地域広域行政事務組合（代表理事部局）
任命権者	遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
遠賀・中間地域広域行政事務組合（代表理事部局）における障害者雇用に関する課題	<p>遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事部局では、令和2年6月1日現在、法定雇用率2.5%を上回っている。</p> <p>ただし、これまで障害者に限った募集・採用を行ったことが無いため、募集の方法等については改めて検討する必要がある。</p> <p>また、どのような障害を抱えているかによらず、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組む必要がある。</p>

目標

①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度6月1日時点での法定雇用率以上を目標とする。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

取り組み内容

①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者雇用推進者及び総務課庶務係が障害のある職員の相談窓口となる。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○面談等により障害者である職員に対する必要な配慮等の把握に努め、継続的に必要な措置を、当該職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で講じる。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤出来ることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
その他	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

機関名	遠賀・中間地域広域行政事務組合（消防部局）
任命権者	遠賀郡消防本部 消防長
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
遠賀・中間地域広域行政事務組合（消防部局）における障害者雇用に関する課題	<p>遠賀・中間地域広域行政事務組合消防部局は、全職員が障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項に規定する除外職員である消防吏員で構成されており、これまでに障害者に限定した募集及び採用は行っていない。</p> <p>事故等により障害者となる職員が在籍することも考えられるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>

目標

①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし。 ※今後障害者が在籍した場合、定着状況を把握予定。

取り組み内容

①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者雇用推進者及び総務課庶務係が障害のある職員の相談窓口となる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在職中に障害者となった職員が、従来の業務遂行が困難となった場合、円滑な職場復帰のため、負担無く遂行できる業務内容の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員に対する必要な配慮等の把握に努め、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。その際、当該職員からの意見・要望等を踏まえつつ、可能な範囲で適切に実施する。
その他	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。